

議案参考資料

[令和3年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

D X推進室 業務プロセス担当

議案名

議案第 58 号 桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行おうとするものです。

概要

法律の改正により生じた引用規定の号ずれを修正します。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、令和3年9月1日から施行されます。